

県有施設清掃業務積算要領

1 目的

この要領は、県有施設に係る清掃業務を委託に付す場合において、当該業務委託料（以下「清掃業務委託料」という。）の積算の標準的な方法を定め、もって清掃業務委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、知事部局の庁舎等施設（指定管理施設を除く）に係る清掃業務に適用する。

3 積算基準

清掃業務委託料の積算基準は、「建築保全業務積算基準及び同解説 平成30年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「積算基準」という。）を用いる。

ただし、清掃面積が1棟10,000㎡を超えるものは見積りによる。

4 清掃業務委託料の構成

清掃業務委託料の構成は、次のとおりとする。

清掃業務委託料 — 業務価格 — 業務原価 — 直接業務費 — 直接人件費
 └─ 消費税相当額 ─┬─ 一般管理費等 ─┬─ 業務管理費 ─┬─ 直接物品費

5 直接人件費

直接人件費は、業務に直接従事する清掃員による当該業務の実施に必要な労務数量に、労務単価を乗じたものの総和とする。

直接人件費 = Σ (労務数量 × 労務単価)

(1) 労務数量

労務数量は、積算基準の標準歩掛に、清掃面積、清掃回数等の所要数量を乗じて算定する。

なお、清掃周期は、積算基準の標準歩掛表の周期に拠らず、（別表）清掃業務実施基準の清掃周期を上限とし、施設の用途や利用状況等による清掃業務の現状に合わせて、減ずるものとする。ただし、特別の事情がある場合に限り、個別で積み上げることができる。

(2) 労務単価

直接人件費の労務単価は、「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」の「清掃員日割基礎単価（東京地区）」を適用する。

なお、標準歩掛のない作業項目については、原則、刊行物（季刊建築施工単価〔一般財団法人経済調査会〕・月刊建設物価〔一般財団法人建設物価調査会〕）の単価により積算する。

（建築保全業務労務単価及び刊行物の単価は発注時における直近の単価を採用する。）

6 直接物品費

直接物品費は、直接人件費に直接物品費率を乗じて積算する。

直接物品費 = 直接人件費 × 直接物品費率

直接物品費率は4～6%とする。

7 業務管理費

業務管理費は、直接業務費に業務管理費率を乗じて積算する。

$$\text{業務管理費} = \text{直接業務費} \times \text{業務管理費率}$$

業務管理費率は13～17%とする。

8 一般管理費等

一般管理費等は、業務原価に一般管理費等率を乗じて積算する。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \text{一般管理費等率}$$

一般管理費等率は14～19%とする。

9 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて積算する（円未満切捨て）。

$$\text{消費税相当額} = \text{業務価格} \times \text{税率}$$

附 則

この要領は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。